金融規制・監督と競争法の関係-EU を例として

2011年2月18日 19:00~

報告者 佐藤智恵

1. 始めに-金融危機と EU 域内市場への影響と対応

2008 年秋のリーマンショック以後、EU の金融機関及び実体経済への影響が深刻化

銀行の安定のための緊急措置を採る 加盟国

競争総局

時限的な国家補助

域内市場・サービス総局 新たな金融規制と金融監督制度を提案

報告者の問題意識:

- (1)90年代以降、経済のあらゆる分野で進められてきた規制緩和の動きが、今般の金融危機によって 止められるのか?
- (2) 金融規制・監督は、金融部門における自由な競争をゆがめる結果にならないのか?

2. 金融部門の特殊性

前提: 金融=あらゆるレベルにおける経済活動の基礎

=グローバル化に伴い1金融機関の破たんが国境を越えて世界経済に多大な影響を及ぼす ようになった

- (1) 金融規制の目的
- ①システムの安定 = 健全性規制、破たん処理制度の整備(早期かつ迅速な処理制度、処理方法 の多様化)

*他には、金利規制、業務範囲規制(ただし、EUではユニバーサルバンクなので、こ れは特に必要なし)、参入規制、自己資本比率規制等

今般の危機では、自己資本比率の強化が言われている

預金者保護○

強化⇒株主はより多くのリターンを経営者に要求⇒よりリスクテイク?

低成長の先進国でより多くの収益を挙げる必要性あり⇒マクロ経済への影響?

②利用者保護 =四半期情報開示、内部統制の強化、不公正取引等への厳正な対応

*金融機関とその利用者間における情報の不公正に基づくもの、

自主規制機能の強化、指定紛争機関の整備、セーフティーネットとしての

預金保険の整備

*日本では2010年に貸金業に対する規制が強化された

なぜ必要か⇒金融商品とその販売業者が多様化したから

短所?⇒あまりやりすぎると投資意欲がそがれる可能性

- =インサイダー規制、情報開示の規制(市場規律のための開示範囲の拡大) ③市場の公正の確保
 - ⇒企業のコンプライアンス意識の向上
- (2) 金融部門における競争政策の目的
- ①金融機関利用料金の低下

- ②利用者の選択肢の増加
- ③金融商品開発を促進

3. EU 金融市場発展の歴史

1992 年域内市場の完成

目的:寡占企業間のミクロレベルでの競争を EU 域内に引き起こすために形成

金融部門への影響:①単一免許制

②最低限調和と本国監督相互承認原則

⇒金融機関が同一の競争条件の下で域内競争ができる体制が確立

1999年通貨統合

目的:マクロレベルで、通貨発行とその管理を通じた通貨管理体制を EU 域内で統合

金融部門への影響:①参入障壁を除去するための金融サービス行動計画

②クロスボーダーでの金融機関の M&A の増加

③金融監督計画 2005-2010 の作成

2001 年 IT バブル崩壊 ⇒伝統的収益方法 (=利ざやで稼ぐ) の限界

金融部門への影響:銀行の投資銀行化

2004年・07年 EU の東方拡大

金融部門への影響:EU 金融機関の東側諸国への展開

4. 金融危機に対する EU の対応

(1) 欧州委員会域内市場・サービス総局の対応

2008年10月 ド・ラロジェール・グループ創設

2009年2月 Report; The High-Level Group on Financial Supervision in the EU 公表

金融危機を総合的に分析し、金融規制及び金融監督の改善策と基本的な方策を提言 =EUの金融規制・監督制度の基になる報告書

「規制」=金融機関を統治するルールと基準(rules and standards)のこと

「監督」=ルールや基準が適切に運用されているかどうかについて金融機関を監視するためのプロセス

2011年1月 新金融監督制度の発足

役割①信用回復②統一規則作成③クロスボーダー企業問題の解決④金融部門不安定化 リスクの防止

①新金融監督制度 根拠 EU機能条約 114条

マクロ The European Systemic Risk Board(欧州システミックリスク評議会)

European Banking Authority(欧州銀行監督機構)

ミクロ 〈 European Securities and Markets Authority(欧州証券監督機構)

European Insurance and Occupational Pensions Authority(欧州保険・年金監督機構)

②規制

- 2010年6月 ・(銀行員の報酬に上限を設ける)
 - ・格付け会社に関する規則修正案
 - *格付け会社の登録・監督制度、格付け会社への制裁措置等を規定

2010年9月 ・デリバティブに関する指令案

http://ec.europa.eu/internal_market/financial-markets/derivatives/index_en.htm 参照

- *デリバティブ契約に関する情報について、中央データセンターへの報告を義務付け、デリバティブ契約決済方法の提案
- ・空売りとクレジット・デフォルト・スワップに関する規則案 http://ec.europa.eu/internal_market/securities/short_selling_en.htm 参照
- *EU 域内における協調行動、透明性の確保、リスクの軽減を目的とする枠組み構築
- 2010年11月 ヘッジファンド及びプライベートエクイティに関する指令採択

http://ec.europa.eu/internal_market/investment/alternative_investments_en.htm#directive 参照 *ヘッジファンドの登録、報告、資本金に関する条件を規定

⇒各種の要件を満たした上で EU 単一市場の全領域でサービスを提供し、ファンドを 販売できる

(2) 欧州委員会競争総局

前提: 金融機関も EU 競争法の適用対象

①EU 競争法による金融危機への対応の可能性

- 可能性 1 EU 機能条約 101 条 3 に規定されているカルテル等禁止の適用除外を最大限に活用すること *問題点「101 条 3 適用に関するガイドライン」⇒101 条 3 に基づく適用除外措置をいたず らに拡大することは EU 競争法上適切ではない
- 可能性 2 同 101 条、102 条及び合併規則、107 条等を含む EU 競争法全体の適用を緩和すること *競争総局は、競争秩序維持をモットーに競争法適用をゆるめる考えはない
- 可能性3 国家補助を認めること

*適用を厳格にした時限的な措置

②今般に危機に際して講じた措置=国家補助

概要

 2008年
 9570 億ユーロ

 2009年
 1 兆 1966 億ユーロ

76%が政府保証、26%が個別金融機関救済

参考)2008年-2010年9月 通常の国家補助732億ユーロ、経済界宛国家補助581億ユーロ

金融危機に関連する国家補助

①分野横断的

経営困難な状況にある企業の救済のための国家補助に関するガイドライン

Community Guidelines on State aid for rescuing and restructuring firms in difficulty, [2008] OJ C 244/2

法的根拠: EU機能条約 107 条 3c 「経済活動の発展を容易にするための援助」を例外として認める

目的: 経営難に陥った企業に対する補助を規定する

対象範囲: 全ての分野の企業

期限: 2012年10月9日まで延長

②金融部門対象の援助に関する基準

法的根拠: EU 機能条約 107 条 3b「加盟国経済の深刻な混乱を救済するため」

(i) The application of State aid rules to measures taken in relation to financial institutions in the context of the current global financial crisis, [2008] OJ C 270/2

目的: 金融機関に対する国家補助

(ii) The recapitalization of financial institutions in the current financial crisis: limitation of aid to the minimum necessary and safeguards against undue distortion of competition, [2009] OJ C 10/3

目的: 金融機関が資本を再構成する際に国家補助を与える基準を示す

(iii)Communication from the Commission on the treatment of impaired assets in the Community banking sector, [2009] OJ C 72/01

目的: 劣化資産の扱いについて EU 共通の手法を示す

(iv)Communication on the returns to viability and the assessment of restructuring measures in the financial sector in the current crisis under the State aid rules, [2009] OJ C 195/4

目的: 金融機関の再生のための国家補助を付与する基準を規定

具体的な要件: ・補助を受ける金融機関は、再生計画を提出すること、

・再生のための補助は当該金融機関の再生のために最小限必要とされる額に限定されること

期限: (i)~(iv)に基づき 2011 年末まで延長

③実体経済の回復

Communication from the commission- Temporary Community framework for State aid measures to support access to finance in the current financial and economic crisis, [2009] OJ C 83/1

法的根拠: EU 機能条約 107 条 3b

目的: 実体経済における金融危機の影響を減らす

具体策:

- ・銀行からの貸与をブロックしないことによって企業に継続的な財源確保の道を開くこと
- ・目的・手段に相応する補助が最速かつ最も効果的に受取人へ届くことを確保すること
- ・環境にやさしいいわゆるエコ製品の生産など、将来の持続的な発展ための投資を企業が継続すること を確保すること
- ・投資・運用資金を確保するため 1 社につき 50 万ユーロを 2 年間補助
- ・減額したプレミアムでのローン補助
- ・中小企業を対象とする年 250 万ユーロのリスクキャピタル (これまでは 150 万。)

特徴:

・本枠組みに基づいて取られる補助は、クレジットコストの低下による財政の混乱から生じた企業活動 の困難な状況に明確に照準を合わせている点

*経営困難な状況に陥った原因が2008年7月1日より前にある事業者には適用されない

・バランステストに基づいて、付与される国家補助が目的達成のために適切であること、競争制限への 効果を最低限に抑えるものであることを確保する点

5. まとめ

金融部門におけるバランスのとれた規制と競争とは何か? 規制・監督当局と競争当局との連携の必要性

参考資料:

駐日欧州連合代表部 HP: http://www.deljpn.ec.europa.eu/

欧州委員会競争総局 HP: http://ec.europa.eu/competition/index_en.html

欧州委員会域内市場・サービス総局金融サービス部門 HP: http://ec.europa.eu/internal_market

OECD Policy Roundtable Competition, Concentration and Stability in the Banking Sector 2010, DAF/COMP(2010)

翁百合「金融規制改革の近年の変遷と課題」、『ジュリスト』No.1414(2010 年 1 月 1 日・15 日)、p.210-215 佐藤隆文『金融行政の座標軸』(東洋経済新報社、2010 年)

井上哲也「欧州における金融規制・監督の見直しについて」、『月刊資本市場』No.301 (2010 年 9 月)、p.8-17

岩田健治「世界金融危機と EU 金融システム」、『日本 EU 学会年報』第 30 号(2010 年)、p.39-65 Charles A.E. Goodhart, *The Regulatory Response to the Financial Crisis*, (Edward Elgar Publishing, Glos, 2009)

森本滋「金融制度改革と競争原理」、『経済法学会年報』第 14 法(1993 年)、p.59-80